

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

---

出席議員（9名）

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

---

欠席議員（なし）

---

欠員（4番）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課 参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

---

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	宮崎資啓		

---

○議長（井野勝巳君） それでは、改めましておはようございます。

連日にわたりまして大変御苦勞さまでございます。

ただいまから会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しております。

ただいまから平成23年第4回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番 安藤浩孝君及び3番 廣瀬和良君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により、質問を許します。

最初に、日比玲子君。

○9番（日比玲子君） 皆さん、おはようございます。

一般質問を一問一答方式で行いたいと思います。

まず、東日本大震災を受けて、これは6月議会でも質問をいたしました、まだちょっと質問していないことがありましたので、質問をさせていただきたいと思います。

町の防災無線が非常に場所によっては聞こえにくいということが非常に言われました。私は、きちっと調査をして全域が聞こえるようにしてほしいということと、防災訓練が毎年行われているわけですが、そのこういう事故などを受けて、やっぱり見直しをする必要があるのではないかとということで質問をいたしたいと思います。

3月に起きました東日本大震災、また東京電力の福島第一原発の放射能漏れ、そしてまた台風12号による紀伊半島の記録的な豪雨による死者・行方不明者、きょうの新聞報道では100人を超えるという数に上ります。警察、消防とか自治会を中心にこうした捜査などが行われていますが、次から次へと起こるこの未曾有の被害、人間のどんな力をもってしても、自然のエネルギーにはかなわないということをまざまざと見せつけられた思いがいたします。

さて、北方町に目を転じますと、我が町は平たん地であり、土砂災害もなく、川のはんらんもそうないだろうと思います。しかし、いつ災害が起きるかもわかりません。

町の防災計画の無線施設等の活用計画によりますと、町本部と地域住民との間の通信を確保するため、平常時及び大地震、台風などによる災害を問わず、十分な防災体制上の情報伝達が發揮

し得るような同報無線の活用を図っていると防災計画には書かれています。であるように、北方町の全域にきちっと防災無線として伝達できるようにすることではありませんか。私ごとになりますが、私は加茂町の端っこに住んでいますが、本巢市の無線は非常によく聞こえます。かつて無線を改修したわけですが、改修後、前とあまり変わらないのではないかと思います。そして、ある課長に聞きましたら窓をあけて聞けとのことでした。窓をあけていく間にアナウンスはもう終わってしまうのです。住民の命を守ることは地方自治体の責務だと思います。ぜひ全域に聞こえるように調査をしていただきたいと思います。そして、あかんところがあれば修理をして、この台風12号の影響でも防災無線のことがきょう新聞でも報道されていましたが、届かない、聞こえないというところもありましたので、ぜひそれはなくしていただきたいと思います。お願いしておきたいと思います。

そしてもう一つの問題は、北方町では各エリアごとに年1回防災訓練を行ってきました。今までは、何時に集合して何々を体験したり、あるいは帰りにお土産と申しますか、そういうのをいただいていた訓練でした。先ほど話したように、地震であれば1分ですべての財産や命まで奪われてしまうこととなります。これほど防災訓練というのがいかに大事であるかということをお私痛感をいたしました。ことしは10月に訓練が行われるそうですが、例年どおりにやるのか、それともこういった阪神や、また東日本、そして台風12号などの影響でどういった訓練を今度のエリアでの訓練を行おうとしているのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

そしてもう一つは、濃尾地震が1891年に発生をし、マグニチュード8.0、典型的な直下地震で、陸域で発生した地震は史上最大だったそうであります。この地震は、甚大な被害をもたらし、震源であった根尾村を含む本巢郡の総数は6,799戸、北方町の今の戸数と大体同じぐらいですが、全壊したのは5,567戸、全半壊率は99.8%、ほとんどの家が全壊したり半壊したりということになります。今、56年以降は耐震の建築基準法は違いますので、そういうことは言えないかもしれませんが。こうした濃尾地震については、戸羽町の設置されているプレートや北方の町史に濃尾地震がどんなものであったかということが書かれています。

そこで、小・中学校の社会科の副読本に、2010年の1月に書かれました。それによりますと、宮城県沖地震は99%、この30年以内に起こるであろうと言われたにもかかわらず、もう1年2ヵ月ぐらいでこの9.6という地震が起きてしまったわけです。さて、今度は東海地震とか、あるいは東南海とか南海地震が三つ連動したときに起こるのではないかということが言われるようになりました。そういうことも含めて、私たちの住む北方も濃尾地震から120年がたっています。もうそろそろやってくるかなという思いもしたりします。

町の地震防災マップは、阪神・淡路大震災を受けてつくられました。これに掲載されているのは、東海、東南海が同時発生したときには、震度5強がこの地域を襲う。そして、2番目は関ヶ原・養老断層帯による地震は震度6弱と震度5強。それから三つ目の直下型地震、これ根尾断層のことになると思うんですが、これがマグニチュード6.9であれば、震度6強と弱ということでもマップに書かれています。こうした三つを比較した場合に、これによると直下型地震が北方町に

とっては最も危険ではないかということが、この防災マップから明らかではないでしょうか。

最初に話をいたしました。地震や災害で死者・行方不明者を少しでも出さないようにしていくことも自治体の役目です。減らすことはできると思います。つまり減災はできると思いますので、やっぱり北方の安全・安心のまち、そして命と暮らしを守るためにどういった施策を考えられているのか。計画にもありますが、そういうことをもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

まず、1問はそういうことです。お願いします。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私の方から日比議員の防災無線、それから防災訓練につきまして御答弁をさせていただきます。

まず一つ目の防災無線でございますが、東日本の大災害を受けまして、町の防災行政無線が聞き取りにくい調査をしてくれということですが、現在運用しておりますデジタル系同報の防災行政無線につきましては、平成18年度に国交省のまちづくり交付金事業の採択を受けまして整備を行ったものでございます。議員御承知のとおりでございます。それまで活用していたアナログ方式から、設備更新時には屋外子局の本数を、16本であったものを22本へと大幅に増加いたしました。また、設置位置に関しましても再検討を行い、難聴地域の解消に努めて整備を図ったところでございます。

しかしながら、昨今、非常に住宅事情や住宅の構造の変化、このような理由により従来聞き取ることができていた地域での新たに難聴地域の出現や、防音効果の高い住宅家屋内での難聴事例が散見されるようになってまいりました。また、子局付近に住んでおられます町民の方からの苦情もあり、音量を抑制し運用しているというのが現状でございます。子局の本数をふやして難聴地域を解消してほしいとの声も聞かれるところでありますが、やみくもに本数をふやしたところで、放送音声の共鳴や反響音が発生すること、また電波のふくそうを招きかねないとの設計時の東海総合通信局の指導もあることから、増設に関してはちゅうちょせざるを得ません。また、各世帯への受信端末を設置する戸別受信機という方法も考えられますが、現在、北方町では約7,000世帯にわたり機器を配付し、これを取りつけるためには相当費用を要すると。さらに持ち家率が低く、特に転出入、住民移動の激しい北方町では、管理面においてもその困難さが容易に予測できるところでございます。仮に屋外におられる町民には、戸別受信機を導入しても何の連絡手段にもならないので、さきの整備計画策定時に見送った経緯がございます。

しかし、大災害においても一部地域では防災行政無線の放送が聞き取りづらく、その役割を十分果たすことができなかつたというような報告事例もございます。現在、これにかわる効果的な情報伝達手段が存在しないというのも事実でございます。北方町では、継続的に難聴地域の調査を行いまして、無線設備の点検時期等を利用し調整を行い、可能な限り難聴地域の解消に努めるとともに、効果的な情報伝達手段について情報収集及び研究に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

二つ目でございます。防災訓練についてでございます。

ことは、10月の16日に防災訓練を予定しております。東日本大震災の被害状況を踏まえ、防災訓練を通じてより多くの町民が防災に関する意識を高めることができるよう、訓練を予定しております。

まず一つ目に、町民一人ひとりが災害発生時において、みずから何をすべきか、自分の命を守るためにはどうすべきかを考え、防災に対して十分な準備を講ずることができるよう、町民の防災に関するさらなる意識の高揚と知識を図っていきたいということを考えております。

二つ目に、東日本大災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、さまざまな被害への応急対策等を訓練内容に取り入れることといたしました。また、訓練自体も自助訓練、共助訓練、公助訓練に分け、町民一人ひとりが家庭でできる訓練、自治会で助け合っで行う訓練、行政と共同で行う訓練を行っていきたいと考えております。また、ことしの防災訓練はより実践的な内容とするため、岐阜県防災航空隊防災ヘリによる救助訓練や本巢消防事務組合消防本部のはしご車による救出訓練、さらには自衛隊岐阜地方協力本部協賛によります東日本大災害での自衛隊の救助活動状況のパネルを展示いたしたいと考えておりますので、ぜひ参加していただきますようお願いいたします。

最後でございますが、防災計画につきましては6月にも御答弁させていただきましたとおり、10月以降、県の防災計画が見直しされるということで、その動向を見まして、町の防災計画も逐次改正をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） では、難聴のところは調査をしてくださるということでもいいですね。

次に移ります。

次は、原発の事故を受けて6月議会で質問したときに、線量計を買うという方向であったわけですが、その線量計をどう生かしていくのかということが問われることになると思います。この北方町内は中部電力の管内で、浜岡原発で賄われているわけですが、その近くには原発銀座と言われる福井県に40年を超す老朽化したのも含めて14基もあります。もしここで事故が起きれば、わずか1時間半で伊吹おろしの風に乗って放射能が来ると言われています。

そこで、放射能にもいろんな種類があるわけですが、一番短い半減期の中で沃素が8日間、そして、今大変問題になっておりますセシウムの137というのは、半減期が30年と言われています。そして、小学校の校庭などの地表から5センチぐらいにセシウムが存在するということが、その地表を除けて子供の安全を守っているということがテレビや新聞などで報道をされているわけですが、この放射能被害というのは、若ければ若いほど被曝の影響は大きいと言われているわけです。私たちは、広島、長崎の原爆を受けてもう66年たっています。いまだにその被害におびえているのが現状ではないかと思えます。がんの発生に対しても、急性のものと、数年、数十年かかって出てくる晩発性のものがあるそうであります。私は、子供たちの未来を守るためにも、ぜひ線量計を小・中学校、あるいは保育園などに、役場も含めて設置をして、そして今の状態が北方

町ではどのくらいあるのかということがわかっておれば、もし事が起きたときにどのくらい出たかということがわかると思いますので、ぜひそういう線量計を設置をしてはかって、例えば西小の校庭はこのくらいありますとかということがわかればとても参考になるのではないかと思いますので、もしはかることがあれば、数値の公表もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 続きまして、それでは放射線量器の購入につきましてお答えいたしたいと思います。

これは議員がおっしゃったとおり、6月の定例会におきまして答えさせていただきましたが、今後の備えといたしまして、試験的な放射線量計の購入につきましては、導入すべく他市町村への導入の実績のあるものを中心に、機種の研究を重ねてまいったところでございます。機種も多種多様でございます。購入価格も、それこそ数千円から、高いものは本当に1,000万、通常標準で2万円程度から60万円程度とばらつきがございます。ようやく機種の決定をし、購入をしようとしたところ、在庫が安定せず、10月1日から注文を受け付けるとのメーカーからの回答もいただきました。現在、受注待ちの状況にあるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

しかし、今後小・中学校、また役場などの施設についても設置を進めてはどうかという御提案をいただきましたが、現在、北方町は御承知のように毎日計測が必要なほど汚染が心配される地域ではございませんので、まず試験的に10月以降1台導入させていただきまして、必要に応じて順次各施設の放射能を測定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、数値の公表につきましては、ちょっと一度検討させてください。多分大丈夫だと思うんですが、このあたりにつきましても慎重に対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 10月1日から、北方町としては1台線量計を買うということでありましたが、ある市などはもう数台買って、2台は借りたいという、親ではないけれども、地域の住民の方にやっているというところもあるそうですので、ぜひそういうことでお願いをいたしたいと思っております。

次は、穂積のバス路線についてであります。

これはバス路線の開設の要望をずうっと以前に出して、開設をされて今日に至っています。しかし、乗降客が少ないのでこの10月に廃止をすることでありましたが、瑞穂市のある部長さんに聞いたら、存続するという方向のことでありました。バスから穂積駅におりることはできても、乗るときは穂積のバスセンターまで行くということで、乗降を同じところにしてほしいということはずっと要望してきましたが、この件についても10月から朝日大学のロータリーのところで乗れるように、北方町のバスもなるそうであります。

そして、芝原から穂積駅のバス運行でかつてあったのが、今や大野のバスセンターから穂積の

駅に変わっているわけですが、時刻表を調べたところ往復9本ありました。しかし、1時間に1本、あるいは2時間に1本ということになります。あの穂積駅の朝のラッシュ時を見ていると2列縦隊に、JRに乗せるために乗用車で送ってくるわけですね。もう2列ぐらいに大変なラッシュになっています。大野バスの路線を見ますと、10人以下しか乗っていないわけですね。やっぱり乗ってもらうためにどうするかということだと思います。この便数が非常に少ないということもあるのではないかと思います。来年4月から4市で補助金を出すということであれば、やっぱり乗ってもらうためにもうちょっと増便をしていくべきではないかと思っているわけですが、そういうことについてやっぱり通勤や通学をする人にとっては不便なところもあって、お父さんやお母さんに送ってもらうところを見ているので、ぜひこのラッシュ時だけでもちょっとふやすことについては、どう思われているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、大野穂積線につきまして御答弁をさせていただきます。

大野穂積線は、起点、現在大野バスセンターから、途中本巢市の糸貫分庁舎、それから北方の消防署前、それからバスターミナルを経由いたしまして柱本南、高屋、終点、穂積駅バスターミナルまでの14.3キロメートルを1日9往復、名古屋、大垣方面への利用者の足として運行されております。しかし、ナショナルの大野工場の閉鎖に伴いまして、またダイヤ改正による運行本数の減少などによりまして、輸送実績が減少傾向にあります大変大きな赤字路線として運行しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、バス事業者から来年度廃止路線として考えている旨の報告がございました。事業者、それから関係市町との検討会議が開催されまして、各市町より今後の路線存続についての考え方を求められたところでございます。会議の結果につきましては、特に起点であります大野町につきましては、存続につきまして大変強く熱望されております。当然北方町としても最短で名古屋、岐阜、大垣に行くことができるため、通勤・通学者の足の確保の存続を強く要望したところ、2市2町とも赤字を補てんしてでも存続をすべきというような意見で合意したところでございます。今後、この2市2町と負担方法、負担割合等については協議していくことになるんですが、議会を初め関係市町と前向きに協議を行ってまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、町民皆様の要望によりまして整備しましたバス路線を充実していくためにも、この大野・穂積線に限らず全路線が減便されることがないように利用促進に努力していきたいと考えております。議員皆様方におかれましては利用する機会がありましたら、ぜひ乗車し協力していただきますようお願いいたします。

また、大変不便をおかけしてはありますが、穂積駅での乗降につきましては、瑞穂市の御協力によりまして、この10月1日から穂積駅での利用が可能となります。今後、利用増につながれば、増便されるようバス事業者に強く働きかけていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） では、そういうことでお願いをしたいと思います。

次は、最後になりますが、旧長谷川団地の跡地利用についてを質問したいと思います。

3月議会後に施設管理公社の理事会が開かれました。その前の理事者の施設管理公社の理事会の話では、県の住宅課長も出席をしているんですが、国から旧長谷川団地をつくるに当たってお金をいただいているので、ほかに利用しようとしたら返せと言われてたら困るという話でした。その後、3月の議会後に開かれた会議では、国に問い合わせをしたら、お金を返さなくてもいいという返事があったということで住宅課長が話をされたわけです。そして、更地にするために10月から来年3月までにやっつけてしまおうということであり、北方の中心地なのでぜひとも町として考えてほしいということ言われました。かつて町は、十六銀行の跡地を買いたいとのことでしたが、それもいろんな理由でだめになりました。よく考えれば、この庁舎も手狭になってきたからではないかと思います。そこで、よそから越してきた人は北方町は、この狭い地域でありながら、あっちこっちに公共の建物があってわからへんということも言われているわけですので、この中心地である北方住宅の跡地に将来的にはこの庁舎を移すべきではないかと思っています。ちなみに、公民館は45年の3月、庁舎は48年の7月に建設をされて、昨年耐震工事も行っていますのですぐにはできないと思いますが、来年の4月以降更地になれば、公園などにしておけばすぐ建物もいずれつくることのできるのではないかと思っていますので、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、跡地が3ヘクタールあるということで、北方町の中学校のテニスコートは1面のコートしかなくて、よく見ていると3年生は1面を使って練習できるんですけど、あとの1・2年生というのは球を投げて、ただこうやっているだけの状態で私は見ていたわけですが、その親さんからも何とかテニスコートをきちっとしたものをつくってほしいということでありました。加茂町にもテニスコートがあるんですが、あそこはうまくなってくると、なかなか親さんでもそうですが利用しにくい、土が非常に悪いということで利用しないということで、今は草が生えている状態です。そこで、こういう話があったときに私は自転車で加茂町のテニスコートへ行って練習したらと言っても、それもなかなかやられていなかったわけですが、この際、中学校から近いので、糸貫なんか見えていますと3面ぐらいありますかね、テニスコートが。とてもいい感じですので、ぜひテニスコートをつくっていただきたいということが一つあります。

2点ですので、ぜひお答えをお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） それでは、私からは県営団地の跡地利用について答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、今回のハイタウン北方住宅の建てかえ事業につきましては、当初建てかえ前と同じ1,050戸の建設予定で事業を進められてきましたが、近年の少子化による人口減少の進展や、あるいは民間住宅の空き家率の増加など、社会情勢の変化や県の財政状況などもありまして、ことし完成しましたA1棟でもって建てかえ事業を終了されたものであります。これにより、当

初計画の1,050戸よりは大幅に減となる、総建築戸数は642戸となったわけであります。

なお、既存住宅、建物の解体・撤去工事につきましては、先ほど日比議員からもありました県の計画では、4億円の予算を投じまして、年内に一般競争入札で委託業者を決定しまして、年度内の来年の3月までに更地にする計画となっております。また、解体後の跡地利用につきましては、約3万7,000平米、坪に直しますと1万1,200坪と大変広大なことや、北方町の中心に位置することもありまして、県としましては地元、北方町の意向を十分に踏まえた上で利用を検討していくと、その旨をうちの方に聞いております。したがって、今後、北方町としましては県と協議を進めていくこととなりますが、その前に、現在内部の方で、議員からも提案のあった将来の庁舎の移転や公園用地、あるいはテニスコートなどいろいろな事業を含めまして、さらには補助制度もありますし、町の財政状況もありますので、その辺も十分に考慮しながら、事業計画や、それに伴います必要な面積、買い取る面積等を鋭意今検討しているところであります。それらの案を早急にまとめまして、また近々議会と協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そういう方向で、では進めていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 次に、田中五郎君。

○10番（田中五郎君） お許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

まず、このたび9月2日以後、台風12号が日本の領土、四国・中国地方を横断いたしました。大変な犠牲者を出し、死亡者も出ました。そのことに哀悼の意を申し上げますとともに、今後の復興を念じるものであります。

では、これから質問をいたします。よろしく願いしたいと思っております。

この議場にここに立たせてもらえるのは、多くの町民の皆さん、そして行政に携わる皆さん、また同僚議員に甘んじてきた今日までの36年間であったと思います。議員としてお務めできましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

私が36年前、議員となったときには、まだ道路も砂地の道路であったと、側溝も一つもできておりませんでした。用悪水路につきましても、完備もされていない。そのようなときに立候補いたしました。また、田園風景であり、住宅地域等がその後、基盤整備によって進められて、都市化形態として移り変わってきたこの間、本多町政、安藤町政、松井町政、白木町政、そして現在の首長、室戸町長の、5人のもとで少しでもよりよい行政、町民が安心して暮らせる、また生活できるような環境づくり、それは基盤整備、道路網と用悪水路整備、上下水道の整備、都市並びに児童公園の施設の充実、そして教育、学校の建設、また保育、児童館施設の建設、文化施設の建設、体育施設の充実、福祉・介護保険施設の充実、また給食センターの設立など、各施設の完成に向け、また充実に向けて行政の皆さんとともに、また同僚の議員とともに今日まで頑張ってきました。今、私が過ごした1975年から今日までの長い間のことを思い浮かべますと、言葉、活

字であらわせない数多くの事柄、政治、行政の動きがありました。

さて、この時代、世界的経済不況が続く中、ことし3月11日午後3時10分ごろに東日本大震災が発生し、あわせて被害地福島原発施設の崩壊が重なり、この地域の復興がまだ目安が立っていない現況、またそれに対しまして円高と経済不況、この状況下の中、政府、国を補う民主党は党首の交代がなされましたが、国の借金は900兆円を越す先行き不安定、不透明な状況下の中です。我が町の町民の皆様とともにこの厳しい時代に対応、対処するには、ともに協力し助け合う（協働・共助・自立）行政運営を願うものであります。また、町民参画の時代、町民みずから安心・安全なまちづくりに取り組んでもらいたい。その望みを持っています。よって、22年度の一般会計の決算、特別会計の決算によりますと、予算運営に対しては町長からの説明があったとおり、健全財政運営が報告されております。でも、国の変革の実情から、現予算同様の継続交付金等は今後も望めないかもわかりません。よって、この町の将来を考えるとすれば、今日までの経過から、経常経費の削減について、今後いかなる方向でなろうかということから順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。明確なる答弁をお願ひしたいと思ひます。

まず、人件費についてお伺ひしていきたく思ひしております。よろしくお願ひします。

22年度決算によりますと、臨時職員の賃金経費として出費されていましたが、行政事務量の増が原因なのか、また事務が怠る場合に臨時職によって対応されていると考えていますが、パート職との賃金と必要性について担当課長にお伺ひしたいと思ひます。あわせて、現在の職員数のうち、他の施設に管理職として派遣されている人数は何人おられますか。また、職員の公平・平等の立場から、同じ部署に長く派遣されることは妥当な配置とは思いませんが、いかなるものでしょうか。

次に、各施設の嘱託員の報償費、職務内容に適した報償費なのか、無駄な出費となっていないのか。事務的勤務内容から、金額が高いとも思えます。職員は、常に町民の福祉向上に役立つかがみであってほしい。そのための必要な人件費、出費はやむを得ないと考えますが、パート職、臨時職、嘱託員等の人件費について見直すべきものは見直すべきと考えますが、いかなるものでしょうか。担当課長から答弁を求めるとあります。

次に、町の報酬審議会が当分開催されていないのではないかと。特別職、議員報酬等についての現況の報酬が妥当であるとお考えでしょうか。審議会が開催されていないのはなぜなのか。担当課長の所見をお伺ひいたします。

続いて、物件費についてお伺ひしていきたく思ひます。

この経費は、一般的義務経費とも言われていますが、この経費は人件費より予算上2%ほど高く出費されていますが、この中で原発による節電が今日まで実施されています。燃料費の割合はいかなるものでしょうか。必要かつ実践活用できるための出費でなくてはならないと考えます。部品等の購入に際し、許可制をとられていられるのでしょうか。不良品のチェックはいかなる方策で行われていますか。今回の補正予算に車の購入費190万円が計上されています。この自動車

を含んで町公用車は何台あって、その諸経費は、また車検、保険等を含む全車の年間諸経費はいかほどでしょうか、答弁を求めるものであります。また、車等の管理職員は設置されておるのか、その点もあわせて答弁を求めるものであります。

次に、保守点検費、委託について、毎年必要とする經常経費であります。この經常経費については臨時的経費と異なりますが、毎年継続する業者との契約で少しでも削減交渉は可能と思いますが、この必要性はあるのではないかと考えますが、いかがなものでしょうか。御答弁を求めらるものであります。

次に、維持管理費についてお伺いします。

建物、施設、道路、公園遊具、樹木等は、年数がたつことによって、より修繕、改修、処理費の額が増額となります。また、放置するほど古くなり、経費が加算いたします。このことから、各施設等の点検は怠ることができないと考えますが、必要かつ年次計画を立て、修繕、改修をしていくことこそ施設等の維持が保たれます。この点についてのお考え、御答弁をお伺いいたします。

続いて、扶助費についてお伺いいたします。

この扶助費は、国の政策に伴う生活保護法（生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭等）の扶助費と、児童福祉法、老人福祉法、身体、精神等の障害弱者法があり、その法的な義務的経費とされています。この扶助費が毎年増加となっています。必要な援助と自立への助長は欠かせないと考えますが、増加の要因は何にあるのか、答弁を求めらるものであります。他の市町が実施しているから我が町もという発想はいかがなものでしょうか。中学生までの通院費の無料化が叫ばれていますが、出費財源はいかなるもので補てんするのか。また、一度予算計上すれば毎年予算計上しなければなりません。この点、町長の考えをお伺いをいたします。

次に、扶助費の給付者への点検調査についてであります。この点、どのように実施されておるか、お伺いいたしておきます。また、適正に調査され、給付がされているのでしょうか。あわせて御答弁を求めらるものであります。そして、扶助費について町独自政策をしていく立案があればお伺いをいたします。

続いて、補助費についてお伺いいたします。

補助金については、団体の研修費等補助金等は削減してこられました。補助団体の目的と合わせた具体的な運営がなされているのが現状ではなかろうかと考えます。補助金の活用についても調査されているものと考えますが、今後、行政の効果が生まれるためにも補助金の有効利用が大切であります。今後、見直しとあわせての考え等の答弁を求めらるものであります。

次に、公債費についてお伺いいたします。

23年度に支払いをする借金の返済金は、5億3,185万7,000円が計上されています。合併当時、財政計画によりますと、この23年度に底をつくのではないかと示されていました。この現実の借金と基金はいかなるものでしょうか。お伺いをさせていただきます。よろしく御答弁を願うものであります。

また、23年度予算の経常経費については、予算全体構成割合は86.16%の予算の経常経費の割合であります。そのような中で、妥当な経常経費の割合は、75%までに抑えるのが行政運営の適正と言われております。この点もあわせて御答弁をお願いするものであります。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 御答弁をさせていただきます前に、田中議員におかれましては、お話がございましたように、この議会を最後に36年間という長い議員生活から御勇退をされるわけでございます。私どもといたしましては、まだまだお続けいただいて、御活躍をいただきたいというふうに思っておりますけれども、非常に残念でございます。「知進知退、随時出処」という言葉がございますけれども、進むべきときと退くべき時を知り、いつでもそれに従うという決断でありまして、この決断はいかにも田中議員らしく思って、敬意を払う次第でございます。どうか議員の席を離れられましても、御自愛をいただきまして、きょうまでの豊富な経験を生かして、お元気で御活躍をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

さて、幾つかの御質問をいただきました。各経費についての御質問でございますから、数字的などころが多いと思いますので、詳しくまた後ほど担当の課長から御答弁をさせていただくことといたしまして、私は医療費の問題について少しお答えをしておきたいというふうに思っておるところでございます。

今のお話をお聞きいたしましても、議員におかれましては、医療費無料化の問題に対しまして深い御理解をいただいております。かねて私が申し上げておる考え方に強い御支持をいただいておりますことを、感謝をしなければならないというふうに思っておるところでございます。

まず医療費に限らず、福祉政策について、私はやっぱりこういう時代でありますので、必要な負担は町民にはっきりと求めて、責任ある福祉政策を進めていくのが首長としての役割だという認識に立って、これからも福祉政策を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。とりわけ医療費の無料化問題にあらわれておりますように、どうも最近の子育ての責任を社会に負わせるという風潮が強くなってきておることを心配いたしております。子育ての責任を社会に負わせるという考え方というものは一理はありますけれども、それをすべてそういう方向に風潮がなびくというのは、まことに私は愚かなことではないかというふうに思っておるわけでございます。今の親は、自分の子育てに対するリスクから逃げて、社会の責任に転嫁する傾向がある。これは、まともな子育てではないというふうに思っておりますので、原則として子育ては親の責任ということをしっかり認識をしていただきたいというふうに常々思っておるところでございます。

選挙も間近になりましたので、子供の医療費の無料化は大きな今政治課題になっておるようがあります。今、岐阜県内では42市町村のうち38が中学校まで、三つが小学校までという状況のようございまして、就学前に限定をいたしておりますのは北方町だけという状況になっておることは事実でございます。これをとらえて、医療費の無料化を義務教育終了まですることが岐阜県

内の常識だという御批判をいただいておりますけれども、私はどちらが常識かというのはもう少し全体を見ていただいて、そして物事の基本をしっかりと、先ほど申し上げましたような視点でとらえて判断をされることが正しいのであって、医療費の無料化をこのまま進めることが本当に世の中の常識で正しいことであるかということには、大きな疑問を持つわけでございます。現にもうあちらこちらでは、高校生まで医療費の無料化をしようという市町村が出てきておりますので、こういうことを考えますと、本当にいつも言いますように、自分の責任で処理しなければならないことと、地域と一緒に物事を解決しなければならないことと、私ども自治体と一緒に問題解決をしなければならない、それぞれの三つの分野についての責任のあり方というものが非常に希薄になってきておる。つまり、もらえるものは何でももらえればいいという、曾野綾子流に言いますとこじき根性が横行しておる、こういうふうにして、非常に残念に思っておりますのでございます。どうか選挙が近くなりましたけれども、大衆をそういう方向で扇動をするという手法は、お互いに慎んでいただけたらありがたいというふうにしておるところでございます。

イギリスの保守党の政治家にかつてエドマンド・パークというのがおまして、その人が「フランス革命の省察」という本の中でこういうことを言っておるわけです。「偽善者はすばらしい約束をする。約束を守る気がないからである。それには費用もかからず、想像力以外の何の苦勞も要らない」ということを言っておるわけでございまして、私が常日ごろ申し上げておりますように、どんなすばらしいことを言っても、その発言したことに責任を持つという政治家の使命、責任というものはしっかり果たさなければならない。そういうことを基本的にとらえて、政治家というものは行動をしていただければ、おのずから日常発言をする内容については限定をされてくるのではないかとこのように思っておりますのでございます。

さて、くどいようでございますが、義務教育終了まで医療費を無料化というふうにいたしますと、あまり正確でないかもしれませんが、21年度の決算で私が試算をいたしますと約4,596万円必要になってくる。これに対して国保も影響をしておりますので、プラス国保が負担をしなければならなくなります827万円をプラスいたしますと、5,423万円程度が負担増になってまいります。これは21年度の決算をもとにやっておりますので、無料化すれば言うまでもなく受診者はもっとふえてまいりますから、この数字はもっとふえていくということだけは御認識をいただきたいというふうにしております。

私は、実は数字を問題にして医療費の無料化に応じられないと申し上げておるわけではございません。もちろんいろいろな理由がございますから、理由の一つではありますけれども、私が常日ごろくどく言っておりますのは、基本的に医療費を公費負担するということは政策になじまない。行政や国が子供の医療費の無料化を税金で全額賄うということ自体が、政策のミスなんです。いつも言いますように、政治が大衆迎合主義に陥りますと、こういうことが出てまいりますけれども、私は子ども手当にしる、医療費の無料化にしる、これはそれこそ自助の努力の分野でありまして、政治が金を配るということを選択をするということは大きな間違いだと思います。

金を配るのではなしに、例えば子育てにしる、福祉にしる、障害者にしる、その人たちの生活を応援をする政策、施策を講じることが必要であって、同じ金を使っても、金をばらまくというのは政治のイロハをわきまえないゆがんだ方向だというふうにかねがね思っておりますし、これが医療費の無料化に反対をする基本的な私の認識であるということを御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

さて、岐阜県がほとんど医療費の無料化を実施しておいて、それが岐阜県の常識だという批判がございませけれども、井の中のカワズに終わってはいけないと思うわけでございます。全国的に見てみますと、例えば入院費、医療費ともに所得制限なしで無料化をしておる自治体というものは、東京23区とさいたま市でございませ。お隣の大都市であります名古屋市は、通院は小学校6年生まで、それから静岡、京都、福岡、岡山、浜松、千葉市は就学前まで無料化という政策でございませ。このうち、京都市は入院は6年生までということになっております。それから、福岡、岡山、浜松、千葉市につきましては、いずれも就学前まで医療費を無料化でございませ、岐阜県のように義務教育終了までという市はございませし、西の方へ行って神戸、それから川崎、横浜、新潟市はゼロ歳児までで、それ以上は所得制限をいたしておるわけでございませ。ちょっとくどくて申しわけありませんが、この際ですから申し上げておきますが、大阪、札幌、北九州、広島、堺、仙台市はすべて所得制限をして医療費補助をしておるわけでございませ。

こうした全国的な例を見ますと、岐阜県が常識的なのか、全国的な市が常識的なのか。どちらが非常識でどちらが常識かという物差しは、おのずから判断は分かれるかもしれませんが、しっかりとした基本的な立場から物事を俯瞰して見ますと、私はむしろ岐阜県の方が異常事態になっておるのではないかというふうに思っております。そういう姿勢で、これからも医療費問題には挑んでまいりたいというふうに思っております。どうぞ御理解をいただいて、本当に政策として正しい道はどちらなのかという選択を、議員の皆さん方にも、あるいは町民の皆さん方にも御理解をいただきたいということをこいねがっておりますのでございませ。

答弁になりましたかどうかわかりませんが、私からお答えする分野について御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 議員のお尋ねの件は、何件かございませますが、私の方からは扶助費についてお答えをさせていただきます。

扶助費の御質問の中でも4点ほどあったように思いますが、今そのうちの1点の医療費の関係を町長の方からお答えをさせていただいております。残りの3点について、私の方からお答えをさせていただきます。

まずお尋ねの扶助費が増加する要因でございませますが、少子・高齢化の進展に伴い、その対策となる子育て支援に係る経費の増、それから高齢者の介護に係る経費、障害者の方や福祉医療に係る対象者及び医療件数の増に加えて、高度医療の進歩に係る医療費の増等が主な原因と考えております。

議員が言われるように、扶助費には幾つかの種類がございますが、特に大きく増加した要因は国の子ども手当の創設であります。平成21年度は、児童手当で3歳未満の児童及び第3子以降の児童に月額1万円、3歳以上小学校終了までの児童に月額5,000円の手当で、なおかつ所得制限もありました。この決算額が1億7,394万円でありましたものが、平成22年度から子ども手当が創設され、所得制限もなくなった上に、中学校終了まで対象を広げて月額一律1万3,000円と増額されたため、この年の決算額は4億1,225万6,000円と、前年対比2億3,831万6,000円も増額となりました。なお、平成23年度の当初予算は、3歳未満が2万円で、あとの中学校終了までの児童に1万3,000円の給付の予算組みをさせていただきましたので、予算額で5億1,966万円となり、対前年決算比で1億740万4,000円の増額となっております。これがここ数年の扶助費が大幅に増額になった主な要因になります。

次に、給付者への扶助費について適正に調査されているのかという御質問でございますが、各種の給付事業につきましては、所得要件等のさまざまな資格要件がございます。各所管課において、その受給資格を満たしているかといった審査や手続に十分注意を払っているところでございます。例えば子ども手当に関しましては、平成22年度につきましては、児童手当法と同様に、6月には現況届の申告書の提出により6月1日現在の対象児童の状況や個人が加入している年金種類を申告していただき、支給要件を満たしているのかを審査しておりますが、今後もこうした支給決定に伴う審査には適正な事務処理に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

次の町の独自の政策を立案し、対処するお考えというお尋ねでございますが、扶助費は社会保障制度の一環として、生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支出される経費であることは議員が述べられましたとおりでございます。これまでも、この扶助費の中で、町独自の施策としまして、寝たきり老人等への介護者慰労金、介護用品の購入費助成事業などを行っております。今後も新規の施策や事業につきましては必要に応じ検討し、実施に当たっては議会にも御協議をさせていただきたいと考えております。

扶助費に関しましては、以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、私の方から残りの人件費、それから物件費、維持管理費、補助費、公債費について御答弁をさせていただきます。ちょっと時間が長くなりますが、大変申しわけございません。

まず人件費についてでございます。臨時職員の必要性ということでございます。

まず初めに、現在の職員数について説明申し上げたいと思います。

地方公共団体におきましては、総務省から出されました平成16年度の地方公共団体におきます行政改革の推進のための新たな指針、また平成18年度の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の中で、定員数の削減に取り組むこととされております。現在も、定員適正化計画の策定を求められていることは、田中議員も御存じだと思われま。しかし、一方で、国・県からの事務権限移譲が行われ、地方公共団体の役割や責任、事務量が増大する中、早期よ

り職員削減に努力いたしてまいりました北方町、当町など、個々団体の事情は考慮されないまま職員数は抑制される状況となっております。こうした中で、臨時職員につきましては特に正職員をサポートする役割として人数が増していることは、これまでも行革の特別委員会の中で御報告申し上げておるところでございます。

状況変化により事務量が増加しても職員数の増が見込めない、このような中でこうした傾向は続くことが考えられます。しかし、できる限り適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

また、賃金につきましても、月額臨時職員にありましては新規採用職員程度、また時給の職員については、岐阜県内の最低賃金並びに周辺市町の状況等を考慮いたしまして時給単価を決定しているところでございますので、よろしくお願いたします。

二つ目に、施設の管理職員についてでございます。

現在、生涯学習センター、これは4年目の職員です。それから給食センター、1年目でございます。総合体育館3年目、計3名の管理職の職員を配置しております。例えば生涯学習センターにおきましては生涯学習の推進、総合体育館におきましては社会体育の推進、また給食センターにつきましては10名を超える職員の管理など、それぞれ重要な役割があり、現段階におきましては必要な職員配置であると考えております。今後も職員の適性、能力等を検討し、偏ることなく、できる限り公平な配置に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

三つ目でございます。嘱託員の配置と人件費についてでございます。

嘱託員につきましては、地方自治法の規定によりまして、専門的知識を有する監査委員、審査会委員、専門委員と同様に非常勤の特別職として条例に位置づけられ、行政改革特別委員会の中で御報告させていただいておるとおりでございます。真に必要な職務に限定し、削減に努めてきたところでございます。今後も配置の中で見直しが必要な職につきましては、見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、特別職報酬等審議会についてでございますが、議員報酬の額、町長並びに副町長の給料の額に関する条例を議会に御提案しようとするとき、あらかじめ審議会の意見を聞くものと規定されております。直近の報酬審議会は、住民投票の結果、単独を選択したことに伴います行政改革の一環で開催したところでございます。その後の開催には至っておりませんが、常に社会情勢、近隣町村の動向を比較して、現在近隣の町であります岐南町、笠松町、大野町、池田町、安八町の中では、北方町の特別職も議員も大変低いランクにございます。現在の経済状況等を勘案しますと、おおむね適正であると考えているところでございます。しかしながら、相当期間も経過いたしまして、池田町や安八町のように増額見直しされた団体もございます。社会状況なども勘案して、必要であれば見直しを視野に入れて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、物件費についてでございます。

まず、燃料費、光熱水費についてでございます。

もちろん今年度の当初予算につきましては、東日本大震災の前に編成が終了いたしております

ので、原発の事故に端を発する節電につきましては考慮されておりませんが、22年度予算と比較いたしますと100万ほどの減額予算とさせていただいております。ちなみに、現在の予算の中で需用費の光熱水費は全体で9,100万ほど、その占めます割合は1.8%ほどでございます。6月定例会での答弁と重なる部分もございますが、今後も節電に努めてまいりたいと思います。

まず、物品につきましては、予算査定時においても、その物品の必要性を十分検討し、予算化を行っております。また、購入の手續につきましては、まず所管課にて購入伺いの決裁後、総務課の契約係にて再度調査・検討を重ね、業者の選定を実施し、決裁後購入の手續を進めているところでございます。所管課に納品後は、各所管課の管理職員が検査をしております。また、不良につきましては、判明次第、速やかに交換など、その時点で可能な対応をとり、適正に管理に努めておるところでございます。

車両の経費でございます。

公用車についてでございます。台数につきましては、現在32台、6月と今回補正をお願いいたしました車両を含めますと34台となります。22年度の決算で、車検代等の諸経費は270万ほどでございます。また、公用車の管理につきましては、総務課の契約係が主務として管理に努めていますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

保守点検でございます。

保守点検につきましては、点検項目の内容が確認できるものにつきましては、これも予算査定時において、特に点検回数、それから点検の時期など十分な検討を行い、可能な限り必要なもの、不要なものを仕分けし、1年置きでの実施などを行い、予算の削減の努力を行っておりますので、これも御理解をいただきたいと思います。

それから、公共施設の維持管理についてでございます。

各施設の軽度の傷みを修繕しないで放置したため大規模修繕となるなど、後年度経費が増加してしまうことは、私も議員が御指摘されたとおりだと思います。そのため、限られた財源の中で可能な限り軽度の傷みのうちに修繕を行えるように、ふだんから施設の点検に心がけ、また改修の必要が生じた場合には、ほかの箇所についても可能な限り集中して実施していくことで、経費の節減に努めておりますので、これも御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

年次計画でございますが、修繕、改修につきましても、特別の事情が発生しない限り、これも予算査定の中で優先順位をつけ、交付金等も活用しながら実施しておるところでございます。

補助費についてでございます。

補助金の見直しということで、団体等の補助金の見直しについては、これまでも各種団体の補助金は行政改革大綱に沿って見直しを進めてまいりました。昨年度策定いたしました行政改革大綱の中でも触れておりますが、今後も常に点検と見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後、公債費でございます。

23年度末の地方債の残高についてでございますが、今回の補正予算でお願いいたしました起債、合わせて3,330万を含めますと、約57億4,700万円の見込みでございます。また、基金につきまし

ては32億4,500万円を見込んでいます。また、経常経費についての割合でありますが、当初予算では86.16%となっております。議員の指摘のとおりです。経常収支比率が75%を超えると財政の硬直化が進んでいると言われます。これは21年度の数値でありますが、岐阜県での市町村の平均が87.3%、全国平均でも91.8%となっており、全国的に高い値となっておりますので、特に北方町だけが特別高い状態にあるわけではないことを御理解いただきたいと思います。

また、分子として計算されます公債費の中には、国の本来地方交付税でいただける臨時財政対策債の償還金も含まれておりまして、交付税の交付団体にとっては高くなる状況にあります。ちなみに説明資料にもありますように、平成22年度の決算においては84.1%となっており、昨年度より4.8%低くなっております。

経常収支につきましては、説明したとおりでございますが、今度地方債の償還もピークを越えまして、地方債の残高がふえているものの、その大部分は国の施策によります臨時財政対策債であり、通常の建設事業のための地方債は今のところ順調に減りつつあるところでございます。また、ここ数年は、財政調整基金の残高につきましても取り崩すことなく積み立てを行ってまいりました結果、順調にふえておると考えております。厳しいながらも、健全な財政状況にあるのではないかと考えておるところでございます。

国の施策の方向転換などがない限り、この状態が続くものと考えますが、大規模災害の発生など予想もつかない事態が発生しているのが現実でございます。そのためには、今後の安定した財政運営のためには、国の政策に左右されない自主財源の確保が特に重要であると考えております。幸い北方町は、国勢調査の結果を見ましても人口増が続いております。今後は、定住奨励金の交付や子育て環境の整備、町道のバリアフリー化などの事業を進め、さらにたくさんの人に選ばれ、住み続けてもらえる環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 長い時間、本当に適正な御答弁ありがとうございます。

大変厳しい状況下の中で、今御報告があったように、今のところ健全財政だそうですが、何かとしていろんな突発的な事故等もあろうかなと思っております。そのためには、今申されたように町独自で行けるような財政を整えて進んでいっていただきたいと思っております。私も、これから一般町民の一人として、何らかの形で皆さん方に御協力をしようと思っておりますので、町長が申されましたように何らかの形で私も努力をさせていただきます。

町長のお言葉の中にありましたように、物事につきましては、やっぱり議員たる者につきましては、ただ、要するに要求をただでやれるような財政の運営ではございませんので、これからも必要に応じてお金をもらえるところ、例えば過去に申し上げてきましたように、ふれあいセンターで入浴料がただであります。あれは経費がかかっておりますね。いわゆる運営するためには経

費がかかっております。せめてパート代ぐらいは入浴者にいただいでほしいと。最低のことを過去も申し上げてきましたけど、今後ともいろんな問題につきまして、何事もただはあきませんので、ひとつその辺のところの使用料、手数料を取っていただきたいと思っております。

最後になりますけど、職員の皆さん方の御健勝、御多幸、さらには今回ここにおられます議員の皆さん方の9月の選挙には十分自分たちの闘志を見出していただきまして、当選していただくことを心から念願しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） それでは、11時まで暫時休憩をします。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前11時01分

○議長（井野勝巳君） それでは再開をいたします。

次、安藤浩孝君。

○2番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めていきたいというふうに思います。

きょうは、旧美濃北方駅地下道の存廃について、二つ目が旧美濃北方駅舎の保存について、三つ目に揖斐線廃線跡地、並びに旧美濃北方駅周辺の整備について、3点ほど御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは地下道についての質問でございます。

名鉄揖斐線は、大正3年3月29日、岐北軽便鉄道忠節―北方間6.6キロで、開業81年の長い歴史を刻み、平成17年3月31日、沿線の大勢の人々から惜しまれながら廃線、幕をおろしました。鉄道の道として役割を終えた線路は、あるところでは草に埋もれ、伊自良川、糸貫川、根尾川の橋梁は落とされ、旧忠節駅の跡地は新たなショッピングセンターが進出をし、線路跡は駐車場になり、大変貌の様相で、かつてここに駅があり、電車が行き交っていたというセピア色の景色はみじんも感じることはありません。

本町においても、線路敷きにはまくら木もレールも今はなく、千歳町駅、北方東口駅は疲れ果て、ひび割れたプラットホームだけを残し、旧美濃北方駅では大正3年開業以来の駅舎だけが取り残され、もう二度とこの地を鉄道が走るということはありません。人や物の流れを請け負っていた鉄の道、北方町の多くの恩恵、繁栄をもたらしてくれた鉄道ではありますが、使命を終えた鉄の道は今では無用の長物で、町を南北に分断をし、町の発展、さまざまな弊害が出ております。

まず1点目に、美濃北方駅加茂町地区の地下道についてお聞きをいたしたいと思っております。

私の記憶するところでは、駅のプラットホーム東側に歩行者用の第3種踏切があり、加茂町区内の住民、そして本巣高校、第一高校、高専の多くの学生が利用をしておりました。安全上の問題において、名鉄から歩行者用の第3種踏切の撤廃という方針になりました。町は、住民、並びに学校側から強い要望を受け、地下道を建設いたしました。廃線になる前には、美濃北方駅では

1日乗降客1,500人を数え、多くの学生や地区内の住民が利用をしたわけではありますが、平成17年4月以降は1日数人の利用にとどまっております。

去る6月に、地下道付近において女子中学生がつけ回されたという事件が起きております。また、同月上旬には、男子中学生らしき数人が地下道において乱闘をしていたという情報を地域住民の方からも聞いております。ほとんど利用がない地下道は、人の目を遮る死角がいっぱいあり、防犯上大変問題があると思われまゝ。早急に地下道の閉鎖、並びに地上の歩道の整備をされるお考えはありませんか、お聞きをいたしたいと思ひます。

次に、美濃北方駅跡地についてお聞きをいたします。

北方町西町周辺は家屋が建て込んでおり、駅の南北周辺の道路は大変狭く、大地震、火災などの災害時には建物倒壊により道路がふさがれ、住民の避難、緊急車両の進入が容易でないかと思われまゝ。また、この地区の災害時の避難場所、緩衝地帯として駅周辺の道路整備、広場としての整備のお考えはありませんか、お聞きをいたします。

最後の3点目ではありますが、旧美濃北方駅舎についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

当時の写真を見ますと、大正時代のレトロなポール式電車、駅舎、南隣には岐北軽便鉄道の本社、それはそれはモダンな曲線と直線を使用したバルコニーつきの建屋が写真から見られます。駅舎の前には人力車が十数台並び、当時の商都北方町の繁栄がかいま見られます。また、さきの大戦では、多くの出征兵士がこの駅から、日の丸と万歳と聖戦の名のもと、外地の戦場へ赴きました。戦後は、人々の生活の足として、通勤・通学にはなくてはならない乗り物として一時代を築きました。このような歴史のある駅舎の保存について、名鉄という相手があることでございませぬが、町としての考えをお聞かせください。

以上3点、お願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

旧美濃北方駅地下道につきましては、今お話しのとおり経過でございます。

通称百年記念通りの改良工事が行われましたことに伴って、あの当時は百年通りの踏切の幅をすることになりまして、その名鉄との協議の中で、この美濃北方東側の踏切を廃止することになったわけでございます。その代替として、お話しのように、平成5年4月に地下道というものは完成をしたという経過がございます。平成17年度末に揖斐線が廃止をされたわけでございますが、これに伴いまして、当然に地下道の利用者も激減をいたしまして、今日ではあの付近、地元の住民が通路としてわずかに利用をされておるところでございます。

ことし7月に、加茂町自治会より私どもの方に、防犯上から地下道の廃止と、旧来あった場所に歩行者及び自転車専用道路を設けてほしいという要望が提出をされたところでございませぬ。

実は昨年11月に、名鉄に対して旧美濃北方駅舎及び敷地の使用及び借地について協議をさせていただいたところでございませぬが、名鉄といたしましては、その使用及び借地については基本的に了解をする。ただし、将来的には、その借地でお貸しをした土地については買い取りを条件

としてほしいというようなことになっておったわけでございます。

ここで御質問の2点、3点もあわせてお答えをすることになるわけでございますが、このような状況でございますから、駅の跡地利用について、あるいは駅舎の保存につきましても、今後の財政状況、あるいは諸事情を勘案して判断をしなければならないというふうに思っておるわけでございます。

非常に、当町が取り組まなければならない緊急の課題も、今、率直に申し上げて多く抱えておりますので、そういう問題もあわせて総合的に判断をし、もちろん地元自治会とも連絡をとりながら、今御指摘をいただいた3点について、その解決方については、名鉄との努力をさらに継続してまいりたいというふうに思っておるところでございますが、今、ただいまの時点で議員が御提案をされております内容について、その方向で進めますという決意を回答することができないのが残念でございますが、いずれにいたしましても、将来的には一つの大きな課題でございますから、これから皆さん方のお知恵を拝借しながら、どのようにこの地域の問題を解決していくかということを真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 何か昨年11月に使用及び借地の話がおありになったということなのですが、例えば安東伊賀守の戦死跡地、あれも借地なのですが、あれも将来的には買い取りとか、そんな話にはなっておるんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ちょっと舌足らずで申しわけありませんが、今の経過は安東伊賀守の跡地の問題、あそこへ進入する道路を確保するときにお話をした内容と重なっておるわけでございます。したがって、名鉄としてはお貸しはするけれども、あとは引き受けてくださいよという条件がされておるといふふうに承知いたしております。

○2番（安藤浩孝君） はい、わかりました。

ぜひともこういった事例、2件ばかり、私がお聞きしておるだけでも、何か事件性があったのかどうかちょっと警察に問い合わせしても事件性はないよということはいわれましたんですけど、こういうことが多々起きると、大変地域住民の方も御心配やら、御不安やらいろいろあるかと思っておりますので、ぜひともできるだけ早くそういった不安も解消できるように、ほかの手だてもいろいろあるかと思っておりますので、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

以上で私からの一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 次に、福井裕子君。

福井君。

○5番（福井裕子君） では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、9月1日に第3回子どもサミットが開催されたところでございます。約2時間、代

表の子供たちの真剣な話し合いもよかったのですが、それより、それを見ている子供たちの態度のすばらしかったこと、本当に子供さんたちによろしくお伝えくださいと、教育長にお願いしておきます。最後まで子供たちが主役のサミットでした。来年も楽しみにしております。

それでは、2点の質問をさせていただきます。

大規模地震等の災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる大きな役割を担っております。そのために、耐震性の確保だけではなく、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められています。

このたびの東日本大震災でも、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用されております。しかし、当然のことながら学校施設は教育施設であるため、防災機能の整備が不十分で、避難所としての使用に際して不便や不都合が生じたことも事実でございます。

平成7年に阪神・淡路大震災を経験した神戸市と、平成19年に新潟県中越沖地震を経験した柏崎市の両教育委員会が、震災時に避難場所となった学校を対象に、防災拠点として学校に必要なものを学校関係者に聞き取り調査をし、公表いたしました。学校施設で避難生活をしていく上で、学校施設の防災機能に関するさまざまなニーズが存在することがわかり、こうした実例を参考に、各自治体においても、耐震化工事によって学校施設の耐震性を強化するだけではなく、避難場所としての防災機能を備えた学校施設として整備する取り組みが求められております。

学校施設の防災機能の整備財源については、文部科学省の補助金のほか、内閣府や国土交通省の制度も活用できるとされておりますが、あまり認知されておらず、ほとんど利用されていないとのことでございます。

過去の震災での実例として、屋内運動場の天井や蛍光灯が落下し、被災直後は避難所として使用できなかつた。児童・生徒が常に通っている渡り廊下や校舎入り口の扉が破損したり、防火シャッターが閉まったりすることで避難経路がふさがれてしまった。2次災害を招くおそれがある薬品など危険物が散乱した。金庫、テレビ、ピアノなどの重量物が転倒、落下した。窓ガラスの破損、器具や備品が散乱し、冷暖房のきく特別教室が使用できなくなってしまう等々ございます。実例をもとに挙げてあります。

当町の学校施設等をしっかりと点検され、文部科学省の補助金を含め、それ以外の財政支援制度を積極的に活用して、いざというときに住民の避難所として十分機能できるよう、学校施設の防災機能を向上させる取り組みのお考えがありませんでしょうか、教育長さんにお尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 御質問にお答えする前に、子どもサミットに関しまして大変高い評価をいただきましてありがとうございました。

議員の言葉を、そのまま計画実施をしております小中校長会の方にお伝えをさせていただこうと思っております。ありがとうございました。

さて、学校の避難所としての機能の向上を図るという御質問であったというふうに思っており

ますが、このことについて端的にお答えをさせていただこうと思っております。

大地震が発生した場合には、今までの例を見ておりますと、必ず学校が避難所になっております。この避難所に関しまして、実は国立教育政策研究所というところが調査をいたしまして、その結果の中に、学校の機能の向上を図るためには、4点について検討する必要があるという調査結果をまとめております。

その4点と申しますのは、1点目は、施設の耐震性を高めること。二つ目は、必要な機能、例えばトイレ、水、電気、ガス、情報伝達機器の配置等を確保すること。それから三つ目は、避難所の運営方法を確立すること。四つ目は、学校の教育活動を早期に再開できる見通しを立てること、こういうことを言っております。

このことに関しまして、実は、つい、まだきのうでございましたけれども、教育委員会の方へ県の方から通達が来ております。その通達の内容はこういうふうになっておりまして、議員御指摘のとおり公立学校施設設備費国庫負担事業というのがございまして、この事業には、国庫負担事業でございますから、補助金ないしは何かしかのお金が出るということになるかと思っておりますけれども、このお金を使って応急避難所としての学校施設等についての充実を図りなさいという内容だろうというふうに思っております。そして、その説明がこの9月30日に県の方で行われます。私どもも、職員を1名派遣いたしまして、この国庫負担事業を行うとすればどういうことができるのか、つまり学校の避難所としての機能の向上を図る上でどういう措置をとることができるのか、このことについて今後研究をしてみたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） ありがとうございます。

県の方からそういった指示が来ているということは知らなかったんですけど、しっかりと受講されて、そしてまた北方町の学校施設等々の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、二つ目の質問をさせていただきます。これも宮川教育長さんに御答弁をお願ひしたいと思ひます。

現在、飽食の時代を迎え、子供たちの食生活は朝食欠食による栄養バランスの崩れや孤食の増加など、さまざまな問題が顕在化してきております。そんな中、学校給食は児童・生徒にバランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣を形成するなど、食教育として重要なものとなっております。現在、北方町は安価で安全な給食を子供たちに届けていただいております。

昭和54年3月、当時は先進的な北方町給食調理場が設立され、センター方式がとられたと記録されております。平家建てで、調理厨房設備機械も運搬用配送車などもぴかぴかの33年前だったとうかがえます。その新しいセンターに、主人の母なんですけど、20年余りお世話になりました。母は職場の状況をたまに話しておりました。熱気と水蒸気と、無駄口たたくな、手を動かせの戦場だ、時間との戦いだとよく言っておりました。機械の音、水の音、食器の音、みんなの叫ぶ声を想像しておりました。

私がPTAの役員で給食幹事会に行ったとき、そしてまた議員になってセンターを数回訪ねましたが、衛生上、働いている現場は見ることができず、いまだ想像の話でございます。

近年、本巢市、瑞穂市はドライ方式の給食センターを新設されております。床に水を使用しない方法で、O-157食中毒以来、食の安全や衛生面が見直され、給食センターではドライ方式が推奨されるようになってまいりました。細菌の生息する環境を減らすために調理場の床をぬらさないことや、そして室内の湿気を少なくすることを目的としております。いまだ目にするのできない職場の働く人たちの環境、安心・安全な給食の提供等を含む改善等が必要と考えます。

また、東日本震災後、無事であった給食センターでの炊き出しの様子がテレビで放送されております。こんなに全世界において災害が起きている現状を、今、北方町に災害があったとき、今の給食センターは災害に耐えられるのか、心配でございます。

今日の厳しい状況の中、新たに施設を建設していくことは容易なことではないと拝します。しかし、さきに述べましたように、現給食センターの改善及び新設のお考えはありませんか、お尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） それではまず最初に、現在の給食調理場に係る現状について御理解を得たいというふうに思っております。その上で、新築等についての考えをお話しさせていただこうと思っております。

まず現状でございますが、災害に耐えられるのかというお言葉もございましたんですけれども、建屋についての耐震性でございますけれども、昭和56年に施行されました新耐震設計基準についてはこれを満たしていないということでございますから、このまま継続使用するということになれば当然耐震診断を行い、必要な耐震工事を行わなければならないのかなど、こんなふうに思っております。

次には、働く環境の問題を御指摘されておりましたんですけれども、私どもも従来から、調理場内への、大変夏場は暑うございますから、スポットエアコンの配置とか送風機の設備の配置、あるいは休憩していただくところへのエアコンの設置、あるいは昼の取りかえ等々、できるだけ働く職員の皆様方の安全とか安心をしていただけるような努力をしまいたところでございます。今後、これからについても同じように、皆さん方の意見を聞きながら、できることは少しでも改善をしまいたい。そして、職務に精励をしていただきたい、このように思っているところでございます。

次に、安全・安心な給食の提供ということについてでございますが、現在2,550食をつくっておりますけれども、中に入っております設備等は、設置当時は最新のものを入れたつもりでございますけれども、今日では旧式となり、また老朽化も目立つわけでございまして、人力で補いながら、今日まで事故もなく、安価で、しかもおいしくて、安全で安心な給食の提供に心がけてきたわけでございます。

しかしながら、議員が御指摘されましたように、昭和54年に入れた設備がほぼ半分以上ございまして、32年たっておりますから大変老朽化も激しく、厨房設備等は大変旧式になってしまっていると、こういう現状でございますから、第6次総の中には北方町の給食調理場施設設備改修事業ということで、最新のドライ方式による調理場への改修を検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。その際、ドライ方式に切りかえていきますと施設の面積等もかかわってまいりますから、改修で済むのか、増設する必要があるのか、あるいは新築した方が安く上がるのか等々、検討していかなければならないだろうというふうに思っております。その節には、議員の皆様方のお力添えをいただきまして具体化を図ってまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） どうもありがとうございました。

しっかりと、古いものに関しては、やはり新しいものに移っていくのが道理でございますけれど、しっかりと検討していただきながら、給食センターのことを思っていたきたいというふうに思っております。

6月、9月議会は、私は震災により避難所となる公共施設等々の整備の強化をお願いいたしました。前向きな答弁を前回、今回といただき、本当にありがとうございます。震災後、余りにも衝撃的な映像がテレビで流れるたびに、どうしようもなく暗い気持ちで過ごす中、避難所で、こんなことで負けへんぞと70代の女性の声が上げられたことを目にいたしました。そして、すぐにボランティアが動き始める姿に、そして人間ってすごいと気持ちを切りかえることが私もできました。すぐ、私にできることはと、募金に駅前に立ちました。皆様をお願いをしているうちに、涙がとまらなくなりました。子供さんたちから、そして年配の方々、多くの方々が募金をしていただく心が、感謝感謝、感動することができました。

今、復興が歩み始めております、住民の皆さん、そして職員の懸命な努力、自衛隊、消防団、警察、全国の自治体や団体、海外からの援助等々の心温まる支援があるからこそと思います。国の借金は160兆円から900兆円にまで膨れ上がり、経済は停滞し、国際競争力も失われている中、東日本大震災を契機に日本人の気持ちは変わりつつあり、無縁社会とまで言われた希薄な人間関係が支え合う社会へと変化しつつあると若干言われております。

今、結婚する人、そして支え合う人たちがふえてきたと、未来に明るい話題も聞いております。どうか北方町も命と安全を守る、そして皆が支え合うまちづくりを一層推進されることをお願いいたしまして、私、3期12年にわたりまして、きょうで48回目の質問でございますが、終わらせていただきます。本当に皆様ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） しっかりと議論を深めていただきたい内容がありますので、午後にと思っておりますので、午後でいかがですか。

〔「結構です」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） では、半端でございますけれども、午後1時15分から再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時15分

○議長（井野勝巳君） それでは再開いたします。

午前に引き続いて一般質問を行います。

次に、廣瀬和良君。

○3番（廣瀬和良君） 議長のお許しを得ましたので、私の方から乳幼児医療費の関係についてと、それからバスターミナル設置の陰でいろいろ被害をこうむっておる人がある。その対応をどうするかと。この2点について町長のお考えをお聞かせ願いたいなと思っています。

まず乳幼児の医療費の無償化を進めるにはということで提言をしたいと思いますが、この乳幼児の医療費の無償化については、長い間議論をされてきました。私も何回か質問をしたことがございますけれども、町長の回答は、終始一貫、ゼロ回答で来ておられるということで、それはそれなりに信念が通っていて私なりに評価をしているわけでございまして、これからもその信念を貫いていただきたいなと、このように思っています。

しかし、県下におきましては、42の市町村のうち北方の就学前、それから多治見においては小学校3年生まで、それから下呂と各務原については小学校6年生まで通院についての医療費が無料化、あとは全部義務教育終了するまでが無料化というような形になってきております。私は、無償化というのは、岐阜県下においてはそのような形で定着化してくると、あるいは常識化してきているなという表現を使いましたけれども、町長は常識化とは何ぞやというようなことで、最初に御反論がございまして、ただ岐阜県下においての状態というのは、42市町村のうち38はもう義務教育終了まで無償化しているのではないかと。そのことは、言ってみれば北方町民にとって思うことは、やはりこれはもう岐阜県下においては無償化が定着してきているなと、このようなことを思うわけでございます。

そんな状況にあることから、町民にとっては、いろいろ接触しておりますと、なぜ北方町だけ無償化してくれないのかという問いかけが非常に多うございます。

私たちが新しい事業を進めるときに、これはこういうことだということを説明してきております。いわゆる説明責任があるなというふうに思っております、その反対に、岐阜県下のほとんどの市町村が無償化をしているのを、北方町だけそれをやらないということは、それはそれなりにやらない理由というのを町民に説明をする必要があるのではないかとというふうに、いわゆるやらない方の説明責任というのもやらなければいけないなというふうに思っております、それは町長に言わせればやってきているよということなのかもしれませんが、これだけ今の段階になってなぜやらないのかという意見が出るということは、それなりにまだやらない理由というのが町民の間に浸透していないのではないかと、このように思っているわけでございます。

そんなことで、全くひとりよがりの考え方かもしれませんが、なぜやらないのかということを町民に説明していただくことができるのかどうか、そこら辺のお考えをお聞かせ願いたいな

というふうに思っています。

それから、私たちは議会の基本条例というのをつくりました。その一丁目一番地にある考え方は何だということで申し上げますと、それは町民の意見を町政に反映させること、これがいわゆる議会の基本条例の一丁目一番地にある考え方です。それを達成するために何をやるか。一つは議会に対する住民の参加、いわゆる議会をよくしてもらおうという考え方を一つ。それから二つ目には、議会の持っている情報、これは全部町民の前へさらけ出しましょうや、議会はガラス張りの状況でありますよという状況をつくるということ。それから三つ目には、議会が今何をやっているか、議会はこれから何をしようか、そういうことを住民によく説明をする。そういう形を通じて、これから住民の意見を議会は議会なりに聴取をして、それを町政の場に生かしていきたいということを考えているわけでございます。あくまで議会基本条例の基本になる一丁目一番地の考え方は、住民の意見を町政に反映していくことだ。議会のひとりよがりの考え方じゃなしに、住民が何を考えているかということを議会は議会なりに把握をして、それを町政の場に生かしていこうというのが基本的な考えでございます。

町が進める住民本位のまちづくり、あるいは草の根民主主義、それらも、私に言わせると、やっぱり住民の意見を聞いて、住民が何を考えているかということを聴取して、それを町政の場に生かしていこうということだというふうに理解をしております、そういう面で見れば、私たちがつくった議会基本条例と町長が進めようとしている町政のあり方、町のつくり方、それは全く同じ線上にある話だろうというふうに思います。

そこで、乳幼児の無償化につきましては、北方町の財政状況、それから無償化するにはどれだけのお金が要するのか、あるいは町長の考え方はどうなんだ、そういうものをすべてさらけ出して、その中から町民が何を望むのか、町民の意思がどこにあるかということ把握し、その意思を尊重した扱いというのが必要でなかろうかなど、こんなことで思っているわけでございます。

そんなことで、町民の意思を把握するやり方というのを選択肢の一つに加えていただけないかなというところで、町長の御意見をお聞かせ願いたいなと思っております。

それから三つ目には、この無償化の問題というのは、やるかやらないかという議論に終始してきたように思っています。それは、やるかやらないかで二者択一ですから、どっちかをとればどっちかがペアになっちゃうよという話ですから、その中に、いわゆる多治見が行っている、あるいは各務原が行っている中間的な選択肢というのを加えることができないのかなと考えておるわけでございます。

北方町では、御承知のように、既に入院に対しては義務教育終了まで医療費の無料化をしております。これは、いわゆる上の方で県が指定したという話ではなしに、北方町独自の政策として、北方町のお金をもってやっているよということ。そういう事実があるわけですから、それに向けて、それを拡充するというような意味を込めて、第三者的な選択というのを取り入れてみたらどうかということ考えてきたわけでございます。町長のお考えをお聞きしたいなと思っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 古くて新しい問題の御質問いただきました。

その前に、廣瀬議員もやはり今期で勇退をされるというお話でございまして、まだ私の記憶では2期お務めになっただけでございますから、気持ちの上ではまだまだ頑張っていただけの体力も能力ももちろんあるわけでございますが、期待をしておりましたけれども、決心がかたいようでございます。私は、個人的にも議員には大変お世話になってきょうまで参りましたので、本当に感謝をしておるところでございます。と同時に、この時期に勇退をされますことを非常に残念に思うわけでございますが、御決意がかたいようでございますから、どうぞほかの引退をされます議員と同様に、職を離れられましても豊富な知識のもとに、いろいろとまた行政に対して御教示をいただきたいと思っておるところでございます。

さて、御質問でございます。

まず、できない理由を、説明責任ということもあるので、住民への説明をしっかりとせよというお話でございました。

これは今までも私が、議員も今お話をくださいましたように、住民参加によってまちづくりをしよう、そして住民参加によってこの町に徹底した民主主義をつくろうという気持ちできょうまで町政を担当させていただいておるわけでございますが、住民対話集会や、あるいは政策審議会というような方法で住民の皆さんに説明をしておるところでございます。また、せんだってといひましても7月6日でございましたが、町内の保育所の保護者の代表者の皆さんにもお会いをして、医療費の無料化に対する私の考え方を説明させていただくというようなことを繰り返して行っておるところでございますが、それで説明責任が果たせたとはいえませんが、そういうような形で機会がありますれば、私の考え方をお話をしてきたところでございます。ほかにこういう方法でやったらどうかという御提案があれば、またぜひそのお知恵をおかしいいただきたいというふうに思っております。

ただ、きょうまでのそうした機会をつくっていただきました感想として申し上げるならば、私は、この問題は基本的なところで、ちょっと言葉が過ぎたらお許しをいただきたいんですが、要求をする側が理解しようという姿勢が非常に不十分であります。私がどれほど真剣に心を込めて私の決意と方針をお話いたしましたとしても、結局、物よこせ運動化をいたしておりますから。頭の中では恐らく、今日の頭のいい高学歴の皆さんですから理論的には理解をしておるのではないかと思いますけれども、それが結局、物よこせ運動になっておりますから、要求をされるという形に終わってしまって、真にそのことの意義、それから理論的な根拠というものに対してわかってほしい姿勢が住民の側にあるのではないかと。これは、もちろん私の説明責任のつたなさもあるかもしれませんが、そういう感を非常に強く、一連のことからいたしておるわけでございます。

ちょっと昼休みに慌てて整理をいたしました。医療費の無料化の基本的な問題は、私は次のように数点、順不同で申し上げますが、考えておるわけでございます。

まず一つは、日ごろから健康を保てる環境を地域に整えること。つまり保健と医療というものは、そのことが基本だと思うわけですね。したがって、具体的に言いますと、私どもの町でも特定健診やすこやか健診を初めとして、いろんな予防接種などの行事にたくさんの補助金を出して取り組んでおるといのはそれゆえだと思うわけでございます。

次に、仮に医療費の無料化が、議員がおっしゃいますように常識としても、私、今の医療供給体制をこのままの状態では本当の医療ができるかどうか。福祉行政というのは、全体のシステムを既存のままにして、何でもただにすればいいという考え方は逆に正しくないのではないかという考えに立っておるわけでございます。

例えば具体的に申し上げますと、医療費が無料化になれば、当たり前のことですけれども、今までのように薬局の薬を買うより、あるいはポカリスエットなんかを買うよりもお医者さんにかかった方が安いわけですから、これはそういうところで買ったり行ったりしないでお医者さんへ行く。こういう現象があらわれることは、極めて合理的な行動でございますから、そういう現象が必ず出てくる。その結果、普通なら薬局なんかで利用しておった者がお医者さんにかかるということになると、今度、逆に無料化によってお医者さんにかかる人がふえてくる。そうすると、思い出していただきますと、かつてのお年寄りの医療費の無料化と同じような現象で、患者がふえて待ち時間が長くなってしまいます。何時間か待って何秒の診療だというような現象がまたぞろ出てくるわけでございますから、そういう現象が出てくること自体が、私は医療制度の崩壊が進むというふうに思っておりますから、本当に必要な病状の方が受診するということを徹底させないと、これはただにすることによって逆に被害が出てくるという心配をしておるわけでございます。

三つ目には、本当は、私の気持ちとしては、軽い病気は実費を払って、重い病気はただにするのが正しいというふうに思っております。幸い日本は、いつかもお話をいたしました、国民皆保険制度が行き届いておりますから、軽い病気にかかったら3割の負担で済むわけですね。そして重い病気で一家が苦しむような場合には、今お話しのように無料化をいたしておるわけでございます。医療費が、中学校卒業まで入院した場合は無料化にしましたのは、私が町長になってからいたしたんですが、あの時点では県下では早い方だったと思うんですけども、無料化をいたしました。したがって、そういうことを考えますと、現在北方町が行っておる医療費に対する施策というものは正しいことを行っておるのではないかという気持ちがするわけでございます。つまり、理にかなっておると申し上げた方がいいかもしれませんけれども、そういう感を強くするものでございます。

それから4点目には、やっぱり自分の健康を守る上で一番頼りになるのは、医者や医療ではなくて自分自身であること。繰り返して申し上げますが、自助・共助・公助の認識をしっかり持たなければならないというふうに思うわけでございます。

5点目は、今議員は、私たち議員の任務は住民の意見、これは要求と申し上げてもいいと思いますけれども、実現させることが議員の使命だというお説でございます。否定をするわけではありませんが、私は、住民の要求というものは大切にはしなければならぬけれども、要求

そのものが政策ではないということをしつかり御認識いただきたいと思うわけでございます。議員のような考え方に立ちますと、受益的民主主義であって本当の民主主義ではない。その利益を受ける人だけが恩典を受ける、声を上げる人だけが恩典を受けるというのは民主主義ではなくて、声なき声も吸い上げて正しく政策化する、つまり体系化するということが、私は必要ではないかと、そのことが本当の民主主義に値をするものだというふうに思うわけでございます。

それから最後には、強いて言えば財政問題も当然俎上に上がってまいりますよ。いつかも申し上げましたが、必ず、医療費を無料化いたしますと、県内の市町を聞いてみましても、15%以上医療費がふえてきておるわけですから、そういうことになりますと、自分の健康は自分で守るということをしつかりとしませんと、ただなら何でもいから、くしゃみ一つしても医者にかかるような現象が出てくる心配を私どもは否定することができないんじゃないか。

以上のことを考えますと、またもとに戻りますけれども、この医療費の無料化政策というものは行政が負うべき責任ではない。それはやっぱり自分自身、自分の健康は自分でしつかり管理をして守る、この基本に立ちませんといけないのではないか。運悪く病につくようなことがあったら、それはやっぱり一般の健康保険で3割負担をすれば対応ができるわけでございますから、無料にして医療費のお医者さんにかかる手伝いをするというのは、先ほども申し上げました現金を配るのと同じ結果を生むわけでございますから、人間が墮落をする被害にその成果はなるのではないかというふうに思っております。

私は、そういう意味で、こういう医療費の無料化を御心配いただく方はいろいろ骨折りをいただいて恐縮でございますけれども、そういう立場からいたしますと、医療費の無料化というのは大変問題がある、禍根を残す政策になってしまうんじゃないかということを考えておるところでございます。

2番目の御指摘は、財政的な状況もしつかり町民に示せというお話でございます。

先ほどの田中議員の御質問の中でも、大変大ざっぱな数字でございますが、この程度の医療費はかかるんですよ、これが先ほど申し上げたように、恐らく15%ぐらいは初年度では増加をしていくんですよというお話はかねがねいたしておるところでございます。しかし何よりも、基本的に、くどいようでございますけれども、私は財政問題も理由の一つではありますけれども、医療費の無料化という政策そのものが政策であり得ない、つまり公が負担をすべきものではないというふうに考えておるのでございます。

以上三つ御指摘をいただきましたか。答弁漏れがありましたらまたお答えいたします。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 今質問したのは、一番初めに申し上げたのは、本当に理解をする気持ちがないというのはあるのかもしれないけれども、やっぱり今我々が町民と接するときに、なぜやってくれないのという疑問が非常に出てくる。それは何だ、やっぱり説明責任が不足しているのではないかなということをお伺いしました。それは町長はいろんな形で、政策審議会でも審議し

ておるし、いろんな形で審議されておるとい話ですけども、実態的にはそういう意見がまだ、それは理解をしないという話があるのかもしれないけれども、そういう意見が出てくるよ。そこはやっぱりもう少し説明責任を果たされた方がいいのではないかとというのが一つ。

それから二つ目には、新しい事業をするのには、やっぱりいろんな説明をしますよね。やらないということに対しても説明をすべきでないのかということをお聞きをしました。それで、最後に言ったのは、意思を尊重すると。町長のお説は何いました。それが間違っているということは決して思っていない。ただ、私どもの基本条例の基本は、住民の意見じゃない、意思を尊重して、それを町政に反映させていこうというのが私どもの議会基本条例の一丁目一番地の考え方。そのために何かというと、いわゆるその説明責任を果たさなければいけない、情報公開をしなければいけない、そういういわゆる地方分権の3点セット。それは使って住民の意思というのを酌み取ろうや。そして、それを尊重するような形がとれないのかというのが考え方です。それで、町長のお考えはごもっともだと思います。ただ、私どもの考え方と違うところは、住民の意思を尊重して、それを町政に生かしていこうやというところが少し違うところがあるのかなというふうに思っている次第でございます。そのお考えについては、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 繰り返して恐縮でございますが、議員がおっしゃることを私は否定をしておるわけではありません。要求や、意思や、いろんな意見が住民から出てくることは、これは民主主義の社会ですから当然のことでございます。しかし、それを取捨選択してどう政策化するというのは、大変恐縮でございますが、私どもはその責任がございますし、議員の皆さんも住民と同じレベルで要求をするのではなしに、これが政策化できるかどうか。そして、これを政策としてつくり上げたときにどういう効果があるか、あるいはないか。これに公費を投入することが正しいかどうかという選択は私どもがしなければ、議員も含めてですよ、この私どもというのは議員も含めてやりませんと、人間は欲望の塊ですから、煩惱が多くて、あれも欲しい、これも欲しいという議論になるんです。これは、今はたまたま子供の医療費の話をしておりますけれども、じゃあお年寄りはどうなのか。これからの子供のために公費を使うことが正しいといたしますと、きょうまで苦しい生活に耐えて、日本をここまで立派に国づくりをしていただいたお年寄りの医療費はどうなるんだ。出てきますでしょう。そうすると天井知らずの要求になる。

議員は、住民の要求や意見を反映させるだけを仕事と思ってもらっては困るんです。だめなものだめですよということを、あるときは住民を説得する任務も一方で負っていただかないと、要求ばかりしゃべるんなら、何も議会を開かなくても地方自治法で住民集會とか何とかというのがありますね。住民を寄せて物事を決めてやればいわけです。そこが、私がいつも言うように、要求や要望と政策は違いますよ。その取捨選択は、ぜひ議員の皆さん、ここで質問をされる前に整理をされて、その要求を聞かせていただきたいということを申し上げたいわけでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 全部が全部入れろという話をしているんじゃないんですよ。

住民の意見を聞いて、それを尊重するような形をとっていかないと、町長の言われる草の根民主主義とか、あるいは住民本位のまちづくり、それに近づかないんじゃないですかという話をしている。それを、いわゆる住民の意見というのを何も聞かずに、町長のお考えだけで進まれるということは、それはちょっと違うよという話をしているんです。だから、住民が何を考えているんだと、それを全部全部採用できる話ではないのかもしれませんが。そのところは予算もあるし、町長の、いわゆる事業の執行権もありますし、そこを侵すわけにはいけませんから。そのところはわかります。わかりますけれども、住民が今何を考えているんだということを、町は町なりに議会は議会なりに把握をして、そしてここまでならできるねという話のところはやっていくというのが本筋じゃないのかなというふうに思っているんです。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） あまり大して意見の違いのある、認識に違いがあるというふうには、今議論をしながら思っておるものです。

ただ、大事なことは、日本の民主主義は間接民主主義なんですね。代議制のもとで住民の声を聞くという方法を最優先させておるわけです。もちろんもう一方の方で、私が言います住民参加の草の根民主主義というのは、ある意味、直接民主主義の手法もとりたいということなんですけれども、議員の皆さん方にこの医療費の問題に対してはこれほど説明をして御理解をいただきたいと思っておるのに、もう次から次へと議会を開くたびに、同じ質問が同じペースで、同じ議論で出てくるというのはどういうことかと。わかろうとしないから同じ議論をするわけでしょう。そのところが私は腹に入らんということと、直接民主主義で住民の皆さん方の意見を聞くことも、申し上げたような方法で誠心誠意やらせていただいているということは御理解いただきたい。何も町長が独断で、独裁で町政を運営しようという気持ちはみじんもございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 私も、だから全面的に入れてくれという話は一言もしていないつもりであります。入れてくれというのは、多治見みたいな形のものも一つの選択肢として検討してくれという話まではしました。全面的に、今すぐ中学校卒業するまで医療費の無料化をしてくれという話をした覚えはございません。そのところは御理解願いたいと思っております。そこら辺の認識は少なくとも持っているつもりではおります。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 結局、それほど議論に相違点があるというふうに、今議員との話の中で私は思っております。

ただ、せっかく御提案をいただきましたので、ちょっと答弁を漏らしてしまいましたけど、例えば多治見とか各務原の例をお出しになりましたね。これは、私は皆さんとこれからも議論をしていきたいと思っておりますけれども、義務教育が終了するまで無料化にしておるのが大半なのに、今

から3年生や6年生までは無料化をしますよといったときに評価をいただけるかどうか。同じ議論をまたせんならん。だったら、私が申し上げるような原則に立って、大げさに言うと、私の政治哲学として、医療費は公費で負担をすべきものではない、この原則を主張した方が御理解いただきやすいのではないかというふうに思っておるわけでございます。

なお、議員が今例を挙げられたほかに、関ヶ原町は、1年生から所得制限で医療費の無料化をしている。だから、私は皆さん方の要求のように、言葉はちょっと適当ではありませんのでお許しをいただきますが、金持ちであろうが貧乏人であろうが、全部医療費を均一にして無料化をするという今の政策のあり方が正しいかどうかという議論もしなきゃいかんと思うんですね。福祉政策なら所得制限をやるべきだと。子育て政策だとおっしゃるのなら、金を配るのではなしに、保育園をつくったり、保育料を低くしたり、児童館をつくったりして、若いお父さんやお母さんたちが子育てしやすい環境を整えるというのが、行政が子育て支援としてお手伝いをする手法であって、医療費を無料化したり子ども手当で現金を配ったりすることは、子育て支援でも何でもない。支援策が間違っているということ、それは国がやっておっても私はそう思うという基本的な考え方を申し上げておるわけでございますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 町長のお考えは、終始一貫、ずっと聞いてきている話と同じでございますので、私もよく理解はしています。ただ、私どもの基本的な考え方は、やっぱり町民の意思がどこにあるか、意思です。意見じゃないです、意思。意思がどこにあるかということが一番議論の初めになるべき話だというふうに思っているということだけは、御理解願えればありがたいなというふうに思っています。

それから、次に入らせていただきますが、バスターミナルの話でございますけれども、バスターミナルができて、これは行く先によっていろんなところにあるバス停を1ヵ所のところにまとめた。その結果、すごい利便性が高まったなというふうに思っています。それはこれをつくられた町長の手腕だというふうに思っております。

ただその陰で、やっぱり排気ガスとか騒音とか、そんなことで悩まされている人がまだいるんだね。いろいろ接触してみますと、私の同級生がそこにおりますけれども、それが言うには、ちょっとここに6時ごろ立ってみてみると。やっぱりすごいです、バスが来ると。そういう状況。本人に言わせれば、このせいかもしれませんけれども、のどが痛いとか、そんな話をします。そして、道のこっち側になるんですけれども、新築間もないうちがございましたけれども、そこはどのような理由で引っ越しされたかよくわかりませんが、若い人が引っ越しをされました。それから春先に、何でもしてくれよということでいろいろ回られた方がございます。私のところにも来ました。騒音がひどいよ、あるいは排気ガスがひどいよということで、その人はそういうことが理由かどうか知りませんが、ガラス戸をサッシ化した、こんな対応もされているというふうに聞いています。

そういうことでいえば、それはすごいことをやられましたけれども、そのいわゆる陰で日に当たらない部分があるんだよ。そここのところに対する対応というのをどんな形でされていくのかなというふうに思っています。

私が今考えられるのは、騒音対策という話になれば二重サッシをつけるとか、あるいは排ガスの関係ならば、家の中に空気清浄機をつけるとか、そんなことをやる必要があるのかなというふうに思っています。言葉ではどうにもならないのです。何も変わりません。そしてその被害感情というのは、それは人々によって全く違うものが出てくるよ。そういう難しい問題ですので、どこをどうせよという話はできませんけれども、何かそんな形で具体的な補償をしていかないとなかなか納得をしてもらえないのではないかなと、こんなふうに思っておるわけでございまして、町長の御意見をお願いしたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 率直に申し上げて、今のお話を聞いて大変驚いております。その現象が事実としますと、大変驚いておるわけでございます。

私は、かねてから住民の声をしっかりと受けとめてやっていこうという姿勢できょうまで来たわけでございますけれども、その考え方が、一方で具体的な政策を遂行する上で、おざなりになっておったということであれば、これは深くおわびをしなければならんと思っております。

ただ、今お話を聞いて不思議に思いますのは、あそこのバスターミナルをつくるに当たりまして、私どもの方としては、いろんな周辺の皆さん方の要望をお聞きをして、いろんな御要望がございました。これを大体集約をして今のバスターミナルの形態ができ上がったものでございまして、その後、今御指摘のようなお話を聞いておりませんので、私は十分御理解を周辺の皆さん方にはいただいておりますというふうに理解をしてきたわけでございます。

ただ、1人は大変騒音が大変なので何とかしてくれという御注文が、その後、具体的にオープンをいたしました後にございました。

しかし、それは早速私どももその騒音調査をさせていただきました。数ヵ所でさせていただいたわけですが、その注文をされましたお宅の現場での調査の結果は、これは昼と夜とで違うわけでございますが、昼間は朝の6時から22時までの時間を言うんだそうですけれども、このときの平均等価騒音レベルというものは64.1デシベルでございます。環境基準でいいますと65デシベル以下であればいいというふうになっておりますので、この環境基準をクリアしておるわけでございます。夜間は、逆に22時から朝の6時までという期間を夜間と言うんだそうですけれども、これも平均等価騒音レベルというものは55.8デシベルでございましたが、基準は60デシベルというふうに、科学的に分析をいたしました結果、及第点をいただきましたので、当家にもそのように御説明をいたしまして、その時点では御当家もそういう数字が出ておれば仕方がないといって、不承不承ではありましようけれども、御理解をいただいたところでございます。

しかし、申し上げるまでもなく、人間の感じと科学か機械か知らんが、出します数字が一致をするものではもちろんございません。したがって、バス会社にも、できるだけ発進するときには

エンジンをふかさないように、それからクラクションなどは鳴らさないようにということを具体的にお願いで今日まで来ておるわけでございます。

今お聞きをいたしましたような事実があれば、この場でなくてもよろしいので、具体的に教えていただいて、そのような対応をとらせていただいて、御理解をいただく努力を払わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） テストをされたということは承知をしております。申しわけないと思っております。ただ、感じ方というのは、人それぞれによって違います。テストの結果、何でもいいという話でも、それが気になり出したら気になるもんです、恐らく。そういうところもやっぱりきめ細かく救ってあげないと、その当人にとっては大変なんだろうなというふうに思います。

そして、私どもは長年役人やってきまして、いろんな折衝することがございました。私どもが陥りやすいのは、自分の理論というのが初めにあります。自分の理論、自分の主張というのが初めにあって、それをいわゆる相手方に繰り返し繰り返し話をし、結局話すことがなくなって黙る。黙るのを、いわゆる了解してもらったというふうにとっちゃう。そこのおそれがあります。やっぱりこの交渉は、いわゆる害を与えているのはバスターミナルをつくったためにそこにバスが入ってきて、排気ガスやら騒音の被害を受けているよという人がいるわけです。言ってみれば、加害者は北方町、被害者は相手方という立場で話をしないと、役場の考え方を押しつけて、相手が黙ったらそれでオーケーよという形になるのかなと。そこら辺だけを気をつけて、これから交渉願えればありがたいなというふうに思います。御意見ございますでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 今議員が自分の体験で交渉の手法をおっしゃいましたけれども、それは国家公務員のやり方なんでしょうか。私ども町村の職員はそういう傲慢な態度で住民と接しておりませんので、懇切丁寧にいろんな要望もお聞きをして、ここに箇条書きにして当時の要望が控えてございますけれども、その一つ一つに具体的にお答えをして、御了解をいただいて着工をし、その後注文が出てまいりましたものについても、今の騒音のように適切に対応をさせていただいております。

不思議に思いますのは、不思議という言葉がいけませんけれども、今議員が指摘をされたようなことは、私どもの方に申し入れがないんですね。サッシにされた事実も知りませんし、引越されたことはこの話ですか。

○3番（廣瀬和良君） その話だと思いますよ。私も直接見たわけじゃない。

○町長（室戸英夫君） これは、どうもそれが原因ではないのではないかというふうに、かねてから、かわられる先に建築申請を当家が私どもの方に出されて進められておりますので、その日ちと騒音の御注文をいただいた日にちはほとんど同じ時期でございますので、あらかじめ転居をする計画があったのではないかというふうに私は理解をしておるもので、直接的にバスターミナ

ルが原因で引っ越しをされたわけではないというふうに思います。今、二重サッシにするとか、清浄機を備えつけるとか、もう一度お宅へお伺いさせていただきまして、よく事情をお聞きいたしますけど、そういう具体的な要求は全然私は賜っておりません。

○3番（廣瀬和良君） 私もそんな話は聞いていません。頭の中でそういう対策が必要じゃないですかということで申し上げました。

○町長（室戸英夫君） 要求は具体的にはお聞きになっていらっしゃらない。

○3番（廣瀬和良君） はい。

○町長（室戸英夫君） じゃあまた。要求のない要求をどうすることもできないので。

○3番（廣瀬和良君） 不満を持っているのは間違いないです。

○町長（室戸英夫君） どういうふうにお答えしたらいいのか。不満も言っていたかんと私の方へは伝わりませんので、これから直接対応する中で、誠心誠意対応をさせていただくというお約束をさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 町長から前向きな回答をいただきましたので、そんなことで前向きで対応をお願いしたいなというふうに思っています。

終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

---

○議長（井野勝巳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第3日は9月8日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

散会 午後2時06分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年9月7日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

